

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認について

新制度において、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設（保育園、幼稚園及び認定こども園）及び特定地域型保育事業者（小規模保育事業、家庭的保育事業など）について、各施設の「利用定員」を定めた上で、運営基準等を満たしていることを市が確認し、運営費等の施設への給付（国・県・市からの財政支援）の対象となった。

利用定員は、その地域が必要としている保育ニーズ（需要）に対して過剰な供給（保育サービスの提供）を防ぐため、その地域の保育ニーズに合致するような供給量に見合った人数を「利用定員」として設定し、その人数に応じて給付費を支給する。

給付の金額は、利用定員によって異なり、利用定員が少ないほど、子ども一人あたりの給付単価が高く設定されている。

このような利用定員の役割・機能を踏まえ、客観性・公平性を確保する観点から、子ども・子育て支援法において、利用定員を定めるには、子ども・子育て会議等による意見聴取が義務付けられている。

【根拠法令抜粋】※特定教育・保育施設（保育園など）

○子ども・子育て支援法 第27条 第1項（一部簡略）

市町村は、教育・保育給付認定子どもが、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設から当該確認に係る教育・保育を受けたときは、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育に要した費用について、施設型給付費を支給する。

○子ども・子育て支援法 第31条 第1項（一部簡略）

第二十七条第一項の確認は、教育・保育施設の設置者の申請により、教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

○子ども・子育て支援法 第31条 第2項（一部簡略）

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【根拠法令抜粋】※特定地域型保育事業者（小規模保育園など）

○子ども・子育て支援法 第29条 第1項（一部簡略）

市町村は、支給認定子どもが、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者から、当該確認に係る地域型保育を受けたときは、保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

○子ども・子育て支援法 第43条 第1項（一部簡略）

第二十九条第一項の確認は、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、小学校就学前子どもに係る利用定員を定めて、市町村長が行う。

○子ども・子育て支援法 第43条 第3項（一部簡略）

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。